

建築基準法に基づく確認・検査手数料等の改正について

令和7年4月1日施行の建築基準法改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度の縮小等が行われることから、以下のとおり、建築基準法に基づく確認・検査手数料等（※1）を改正します。  
原則（※2）、令和7年4月1日以降に申請する確認・検査手数料等が改正後の金額となりますので、確認・検査申請等の際は、ご注意ください。

建築確認申請の手数料

建築物の面積 赤字は面積区分改正案	鎌ヶ谷市 値上げ率	
	(現行)	(改正案)
30㎡以内	5,000	1.80 9,000
30㎡を超え100㎡以内	9,000	2.11 19,000
100㎡を超え200㎡以内	14,000	2.36 33,000
200㎡を超え500㎡以内 →200㎡超え300㎡以内	19,000	2.26 43,000
500㎡を超え1,000㎡以内 →300㎡超え1000㎡以内	34,000	2.09 71,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	48,000	2.08 100,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	140,000	2.00 280,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	240,000	1.71 410,000
50,000㎡を超える	460,000	1.74 800,000

完了検査手数料（中間検査を受けたもの）

建築物の面積 赤字は面積区分改正案	鎌ヶ谷市 値上げ率	
	(現行)	(改正案)
30㎡以内	9,000	2.11 19,000
30㎡を超え100㎡以内	11,000	2.27 25,000
100㎡を超え200㎡以内	15,000	2.33 35,000
200㎡を超え500㎡以内 →200㎡超え300㎡以内	21,000	2.38 50,000
500㎡を超え1,000㎡以内 →300㎡超え1000㎡以内	35,000	2.37 83,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	47,000	2.13 100,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	110,000	1.45 160,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	180,000	1.44 260,000
50,000㎡を超える	370,000	1.46 540,000

建築設備・工作物確認申請の手数料

建築物の面積 赤字は新規設定	鎌ヶ谷市 値上げ率	
	(現行)	(改正案)
建築設備（エレベーター・エスカレーター等）		22,000
小荷物専用昇降機		8,000
工作物	8,000	2.50 20,000
建築設備（エレベーター・エスカレーター等）（計画変更）		10,000
小荷物専用昇降機（計画変更）		6,000
工作物（計画変更）	4,000	2.00 8,000

※1：千葉県や指定確認検査機関に申請する際の手数料は、千葉県及び各機関にご確認ください。  
計画通知手数料は、上記確認申請手数料と同区分により同額、工事完了・特定工程工事終了通知手数料は上記完了・中間検査申請手数料と同区分により同額となります。

※2：令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け工事着手した建築、工作物築造工事については、令和7年4月1日以降に申請する計画変更確認申請や完了・中間検査申請手数料は現行手数料となります。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ適判手数料の新設について

令和7年4月1日施行の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）の改正により、原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられることから、以下のとおり、省エネ適合性判定手数料（建築物エネルギー消費性適合判定手数料）を新設します。  
令和7年4月1日以降に提出する省エネ適合判定については、以下の手数料をご確認の上ご提出をお願いします。

建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定手数料 <sup>(※1)</sup>

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物の種類	延べ面積	新		旧		
			(現行)	(改正案)	(現行)	(改正案)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	二戸建ての住宅 <sup>(※2)</sup>	誘導仕様基準による場合	延べ面積2.0㎡未満	17,000			
			延べ面積2.0㎡以上	19,000			
			誘導仕様・計算併用基準による場合	延べ面積2.0㎡未満	25,000		
		その他の場合	延べ面積2.0㎡以上	28,000			
			延べ面積2.0㎡未満	34,000			
			延べ面積2.0㎡以上	37,000			
	共同住宅	誘導仕様基準による場合	延べ面積3.0㎡未満	32,000			
			延べ面積3.0㎡以上	56,000			
			誘導仕様・計算併用基準による場合	延べ面積3.0㎡未満	50,000		
		その他の場合	延べ面積3.0㎡以上	84,000			
			延べ面積3.0㎡未満	67,000			
			延べ面積3.0㎡以上	112,000			
非住宅建築物（工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が定めるもののみに供するものに限る。）	モデル建築物基準Bによる場合	延べ面積3.0㎡未満	19,000	26,000	26,000		
		延べ面積3.0㎡以上	23,000	30,000	30,000		
	その他の場合	延べ面積3.0㎡未満	85,000	108,000	108,000		
		延べ面積3.0㎡以上	221,000	277,000	277,000		
		延べ面積3.0㎡未満					
		延べ面積3.0㎡以上					
事前審査料	1戸建ての住宅	共同住宅等	延べ面積3.0㎡未満	5,000	5,000		
			延べ面積3.0㎡以上	10,000	10,000		
		非住宅建築物	延べ面積3.0㎡未満	10,000	10,000		
			延べ面積3.0㎡以上	16,000	16,000		
	1戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	延べ面積2.0㎡未満	17,000	17,000		
			延べ面積2.0㎡以上	19,000	19,000		
			誘導仕様・計算併用法による場合	延べ面積2.0㎡未満	25,000		
			延べ面積2.0㎡以上	28,000			
		その他の場合	延べ面積2.0㎡未満	34,000	34,000		
			延べ面積2.0㎡以上	37,000	37,000		
			共同住宅等	誘導仕様基準による場合	延べ面積3.0㎡未満	32,000	32,000
				延べ面積3.0㎡以上	56,000	56,000	
誘導仕様・計算併用法による場合	延べ面積3.0㎡未満	50,000	84,000				
	延べ面積3.0㎡以上	84,000					
その他の場合	延べ面積3.0㎡未満	67,000	67,000				
	延べ面積3.0㎡以上	112,000	112,000				
非住宅建築物	モデル建築物基準Aによる場合	延べ面積3.0㎡未満	85,000	85,000			
		延べ面積3.0㎡以上	108,000	108,000			
その他の場合	延べ面積3.0㎡未満	221,000	221,000				
	延べ面積3.0㎡以上	277,000	277,000				

※1：アンダーラインが新設した手数料で、その他の手数料は従来金額から変更ありません。

※2：省エネ基準を仕様基準により評価する場合は、建築確認申請の中で省エネ基準の審査が可能となり、省エネ適合判定は不要となります。

この場合、確認申請手数料に用途、面積区分に応じた手数料を加算し、確認申請することが必要です。  
(例：一戸建ての住宅延べ面積：150㎡の場合の確認申請手数料 33,000円+17,000円=50,000円)